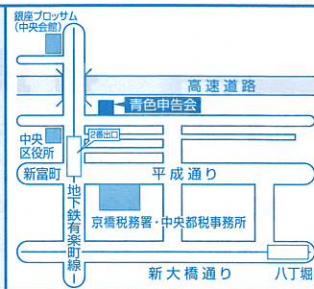


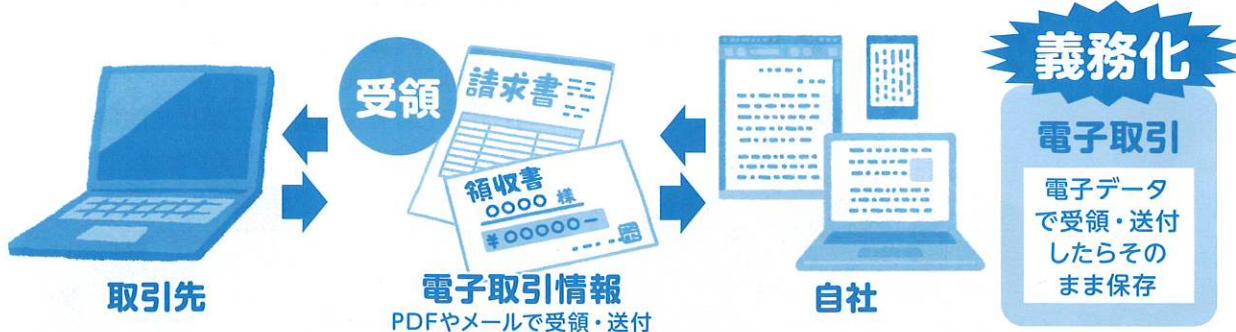
京橋 青色だより

一般社団法人
京橋青色申告会〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675

重要 令和6年1月より電子帳簿等保存制度の一部 (電子取引データ保存) の取扱いが義務化されます!!

電子帳簿等保存制度は「電子帳簿保存」・「スキャナ保存」・「電子取引データ保存」の3つの制度から成り立っています。

今回は義務化される「電子取引データ保存」についてご説明いたします。下記のイメージ図をご覧ください。



★電子取引データ保存とは?★

電子メールやオンライン上で受け取った領収証や請求書などを紙で保存することを禁止し、データのまま保存しなければなりません。

*紙で受け取った領収証等は今まで通り、紙で保管できます！

★何をしなければいけないの?★

ステップ1 この書類は正しい! (真実性の確保)



*国税庁ホームページに個人事業主用の規程例がありますので参考にしてください。



訂正削除を防止する事務
処理規程を作成し運用

国税庁 電子取引 事務処理規程 サンプル

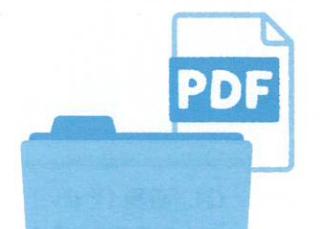


ステップ2 すぐに探せる! (可視性の確保)



電子(PDFなど)で保存
※スクリーンショットOK!!

「日付・取引先名称・取引金額」
の3項目でファイル名を作成
※すぐに検索できるように!



任意のフォルダに格納して保存
※「月別」「取引先」など

*今回は保存方法の一例ですぐに運用ができる、費用のかからない方法をご案内しました。
その他の運用方法もございますので、詳しくは国税庁HPの「電子帳簿等保存制度」特設サイトをご覧ください。

電子帳簿等保存制度特設サイト

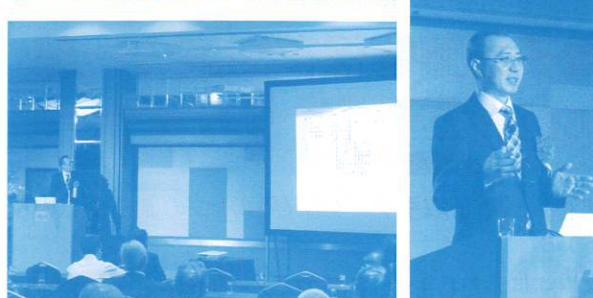


活動報告

署長講演会

10月26日(木)にコートヤード・マリオット銀座東武ホテルにて小野寺京橋税務署長の講演会が開催されました。

演題は「時代の切り替わりに立ち会って」と題しまして、ご講演いただきました。



納税キャンペーン

「税を考える週間」に先駆けて11月6日(月)に納税キャンペーンを開催しました。

当日は京橋税務署・中央都税事務所・中央区役所・京橋税務連絡協議会合同で数寄屋橋公園と銀座界隈の4カ所でPR活動を行いました。



フラワーアレンジメント教室



11月8日(水)事務局にてフラワーアレンジメント教室が開催されました。

当日作成した作品は銀座三越にて開催された「税の作品展覧会」へ展示しました。



中央区健康福祉まつりに参加



10月22日(日)にあかつき公園で開催された中央区健康福祉まつりに参加しました。

当会はバザー品の出店・「税金クイズ」の出題ブースを開設しました。

当日従事して頂いた皆さま、お疲れ様でした。



税金クイズに挑戦

Q1. 「租税(そぜい)」の文字は、両方とも「のぎへん」になっていますが、この「のぎへん」は何を表しているでしょうか。

- ①いね ②むぎ ③そば

Q2. インカ帝国の税金制度は、貨幣ではなくすべて労働で支払うというものであった。 ①× ②○

Q3. 江戸時代には捕鯨にも税金がかけられていた。 ①× ②○

Q4. 1億円(すべて1万円札)の重さはどれくらいでしょうか? ①約3kg ②約5kg ③約10kg

